

総合評価方式

平成25年11月から品質確保・品質向上を図るため、原則、予定価格(税抜き)1,000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務の区分B2及び区分C並びに建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の区分B、区分C1及び区分C2に技術提案と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を導入しています。

なお、平成29年10月から建築物の新築設計業務にデザイン性及び建設費縮減を評価項目に新たに追加しています。

総合評価方式の型式

標準型 I	土木関係建設コンサルタント業務の主に区分C
標準型 I-B	建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の主に区分C2(基本設計を含む新築設計業務以外)
技術評価点(100点) = 業務の実施方針(30点) + 評価テーマに関する技術提案(20点) + 配置予定技術者・企業の能力(30点) + 地域貢献(20点)	
標準型 II	土木関係建設コンサルタント業務の主に区分B2
標準型 II-B	建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の主に区分C1及び区分B(基本設計を含む新築設計業務以外)
技術評価点(100点) = 業務の実施方針(30点) + 配置予定技術者・企業の能力(50点) + 地域貢献(20点)	

評価値の算出方法

評価値^{※1} = 価格評価点 + 技術評価点
 価格評価点 = 100点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)
 技術評価点(100点) = 業務の実施方針及び評価テーマに関する技術提案(50~30点) + 配置予定技術者・企業の能力(30~50点) + 地域貢献(20点)
 ※1 評価値の高い応募者が落札者となります。また、評価値は小数点第4位止め、小数点第5位を四捨五入します。

学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたり、地方自治法及び同法施行令に基づき、学識経験者等で構成する第三者委員会の意見を聴くこととしています。また、特に定量的な評価が困難な評価テーマに関する技術提案等については、審査の透明性を確保するため、第三者委員会を開催して評価を行っています。

■ 公共工事の品質確保(建設工事に係る委託業務) <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkakuitaku/index.html>

標準型 I-A	建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の主に区分C2(基本設計を含む新築設計業務)
技術評価点(100点) = デザイン提案(30点) + 建設費の縮減(5点) + 業務の実施方針(20点) + 評価テーマに関する技術提案(15点) + 配置予定技術者・企業の能力(20点) + 地域貢献(10点)	
標準型 II-A	建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の主に区分C1及び区分B(基本設計を含む新築設計業務)
技術評価点(100点) = デザイン提案(40点) + 建設費の縮減(5点) + 業務の実施方針(15点) + 配置予定技術者・企業の能力(30点) + 地域貢献(10点)	

評価値の算出方法

評価値^{※1} = 価格評価点 + 技術評価点
 価格評価点 = 50点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)
 技術評価点(100点) = デザイン提案(30~40点) + 建設費の縮減、業務の実施方針及び評価テーマに関する技術提案(40~20点) + 配置予定技術者・企業の能力(20~30点) + 地域貢献(10点)
 ※1 評価値の高い応募者が落札者となります。また、評価値は小数点第4位止め、小数点第5位を四捨五入します。

建設工事に係る委託業務(設計・調査・測量)の

新公共調達制度

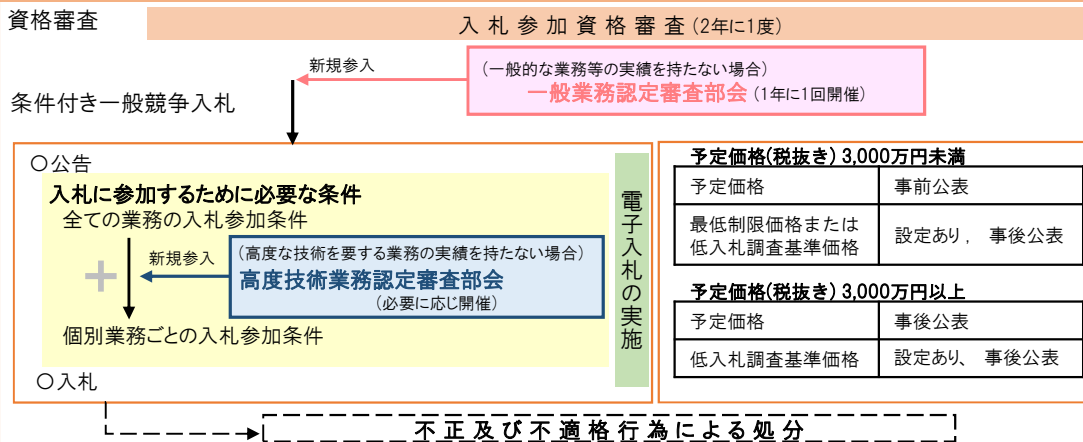
— 競争性・公平性・透明性の向上 —

和歌山県

和歌山県では、建設工事に係る全ての委託業務において条件付き一般競争入札を導入し、次の3つの観点から入札参加資格審査申請や入札参加条件等を定めています。

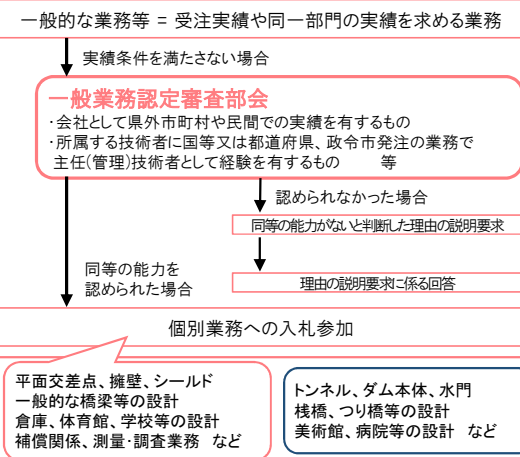
- 1. 不良不適格業者の排除
- 2. 品質の確保
- 3. 県内業者の育成

条件付き一般競争入札の流れ

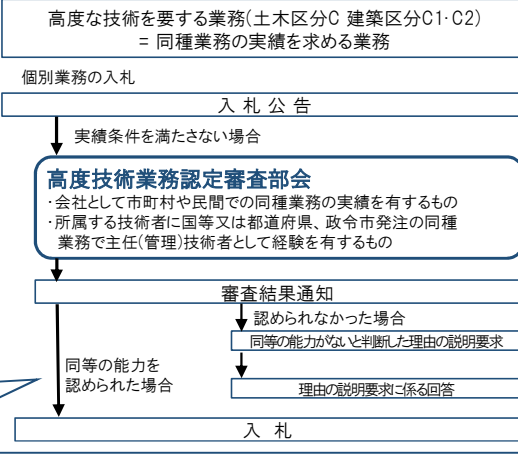


一般業務認定審査部会・高度技術業務認定審査部会

一般業務認定審査部会 (1年に1回 4月頃開催)



高度技術業務認定審査部会 (必要に応じ開催)



最低制限価格・低入札調査基準価格

最低制限価格	・ 予定価格(税抜き)3,000万円未満のうち価格競争方式(総合評価方式以外)の業務に設定
低入札調査基準価格	・ 予定価格(税抜き)3,000万円未満のうち総合評価方式を適用する業務に設定 ・ 予定価格(税抜き)3,000万円以上の全ての業務に設定
特別重点調査基準価格^{※1}	・ 予定価格(税抜き)3,000万円以上の全ての業務に設定

業務区分ごとに定めた以下の①~④に算出された額の合計金額 × 法定消費税相当額^{※2} × ランダム係数^{※3}

※1 設定範囲は予定価格の70% ※2 資産の譲渡予定日に適用される税率 ※3 一定の範囲で無作為に発生させる係数

業務区分	①	②	③	④
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費×1.00	直接経費×1.00	その他原価×0.90	一般管理費等×0.50
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費×1.00	特別経費×1.00	技術料等経費×0.60	諸経費×0.60
補償関係コンサルタント業務	直接人件費×1.00	直接経費×1.00	その他原価×0.90	一般管理費等×0.50
測量業務	直接測量費×1.00	測量調査費×1.00	—	諸経費×0.50
地質調査業務	直接調査費×1.00	間接調査費×0.90	解析等調査業務費×0.80	諸経費×0.50

低入札調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格で適正な業務の履行が可能か調査を行った上で、落札者を決定します。

■ 低入札価格調査 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyuu/d00201681.html>

※令和2年6月1日から予定価格(税抜き)3000万円以上の全ての業務に低入札価格調査を導入

資本関係等にある複数の者の同一入札への参加制限

参加制限の内容

・ 資本関係又は人的関係にある複数の者の同一入札への参加を制限
・ 複数の法人又は個人により構成される組合等やその組合を構成する法人又は個人の同一入札への参加を制限
資本関係等にある複数の者が同一入札への参加があった場合には**いずれの者も失格**となります。

■ 新公共調達制度相談窓口 各振興局建設部と技術調査課等に設置しています。

建設工事に係る委託業務(設計・調査・測量)の入札参加資格・条件等

(1)入札参加資格

入札参加資格審査申請に必要な主な条件

全業者対象

- ①地方自治法施行令の資格要件を有すること。
- ②県税等の未納がないこと。
- ③役員等に暴力団等との関係がないこと。
- ④測量業務の入札参加を希望する者は、測量法による登録を受けていること。
- ⑤建築関係建設コンサルタント業務(建築一般)の設計・監理の入札参加を希望する者は、建築士法による登録を受けていること。

県外業者対象

- ⑥土木関係建設コンサルタント業務
会社全体の技術士数が5名以上の者であること。
 - ⑦建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)
会社全体の1級建築士数が20名以上の者であること。
 - ⑧補償関係コンサルタント業務
会社全体の「補償業務管理者・補償業務管理士」数が合わせて5名以上の者であること。
 - ⑨測量業務(航空測量)
測量法第55条の二第1項第5号により航空測量(空中写真撮影及び空中写真図化)を主として請け負う測量の種類としている者であること。また、会社全体の測量士数が10名以上の者であること。
- ※建築関係建設コンサルタント業務(暖冷房、衛生、電気部門)、航空測量を除く測量業務、地質調査業務は、県外業者を原則認めていない。

不良不適格業者の排除

・災害時等の緊急を要する場合には、随意契約や指名競争入札を行う場合もあります。

全ての業務の入札参加条件

和歌山県発注業務で過去3ヶ月間に60点未満、過去6ヶ月間に55点未満の業務成績がないこと。
県内に本店または支店・営業所等を有していること※1。(県発注業務が極めて少ない特殊な業務を除く)

信頼性

県内業者の育成

実績条件を満たす場合

一般的な業務等で受注実績や当該部門の実績を有しない者

高度な技術を要する業務で、同種業務の実績を有しない者



一般業務認定審査部会(年一回開催)

高度技術業務認定審査部会(必要に応じ開催)

同種の能力を認められた場合

同種の能力を認められた場合

(2)入札参加条件等

個別の発注業務ごとの入札参加条件(最低限必要な条件)

【道路部門、鋼構造及びコンクリート部門など21部門】

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
土木構造物等の設計や道路、河川、港湾等の計画を行う業務	A1	県内 2ブロック※3	当該部門の認定	会社全体の技術士等又はRCCMが合わせて1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	・平面交差点、落石防護柵、擁壁、単純な構造物の橋梁等の設計・計画 ・法面設計(安定計算を含まない)及び橋梁設計、砂防ダム詳細設計は、予定価格※700万円未満であってもA2区分とする。
	A2	県内	国への登録かつ当該部門の認定	会社全体の技術士等又はRCCMが合わせて2名以上	当該部門の実績(国等又は都道府県、政令市)	・道路部門、鋼構造及びコンクリート部門に関する業務
	B1	県内	当該部門の認定	当該部門の技術士等又はRCCMが合わせて2名以上	当該部門の実績(国等又は都道府県、政令市)	・シールド、簡易な水門、複雑な構造物の橋梁等の設計・計画でB1区分以外の業務
	B2	混合 県内 県外	当該部門の国への登録かつ当該部門の認定	当該部門の技術士等又はRCCMが合わせて2名以上	当該部門の実績(国等又は都道府県、政令市)	・トンネル、ダム本体、水門、棧橋、吊橋等の設計・計画
C	混合	混合	当該部門の国への登録かつ当該部門の認定	当該部門の技術士が3名以上	同種業務の実績(国等又は都道府県、政令市)	

・業務内容により、当該部門以外の部門(関連部門)の登録や技術者数を条件とする場合があります。例えば、橋梁設計で当該部門(鋼構造及びコンクリート)に対する土質基礎などの部門が関連部門となります。
※3 県内2ブロック【海草・那賀・伊都・有田】・【日高・西牟婁・串本・新宮】 ※4 総合評価方式は、原則、予定価格(税抜き)1,000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務の区分B2及び区分C1に導入しています。

2. 建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)

【建築一般部門、意匠部門、構造部門、建築積算部門、調査部門の5部門】

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
建築物の設計等を行う業務	A	県内	当該部門の認定	1級建築士が1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	・倉庫、車庫等の新築、改修 ・体育館、学校等の改修で大規模なものは除く
	B	県内	当該部門の認定	1級建築士が2名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市)	・体育館、学校等の新築及び大規模な改修 ・美術館、病院等の改修で大規模なものは除く
	C1	混合	当該部門の認定	1級建築士が2名以上、かつ、1級建築士を1ポイント、2級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとし、合計5ポイント以上	同種業務の実績(国等又は都道府県、政令市)	・美術館、病院等の新築及び大規模な改修
	C2	混合	当該部門の認定	1級建築士が20名以上、又は中小企業組合として登録された協同組合で1級建築士が50名以上		

※5 総合評価方式は、原則、予定価格(税抜き)1,000万円以上の建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の区分B、区分C1及び区分C2に導入しています。

3. 建築関係建設コンサルタント業務(建築設備)

【暖冷房部門、衛生部門、電気部門の3部門】

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
改修等で建築設備の設計を単独で行う業務	全ての業務	県内	当該部門の認定	—	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	建築物の給排水、衛生設備、空調設備及び電気設備の改修工事の設計

4. 補償関係コンサルタント業務

【土地調査部門、物件部門などの8部門】

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
建物等の調査・算定を行う業務	A	県内	3部門のいずれかの部門の国への登録かつ当該部門の認定	—	当該部門の実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	簡易な業務とは、住宅等の延べ面積の合計が500m ² 未満までの物件調査(機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門の調査を含むものを除く)及び再算定業務等
	B1	県内	当該部門の国への登録かつ当該部門の認定	—	当該部門の実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	簡易な業務とは、1営業所かつ1業種の個人事業又は法人に係る営業補償に関する業務及び一般住宅等の事業損失補償に係る業務
	B2	混合 県内 県外	当該部門の国への登録かつ当該部門の認定	—	当該部門の実績(国等又は都道府県、政令市)	「土地評価部門」「物件部門(簡易な業務を除く)」「機械工作物部門(簡易な業務を除く)」「営業補償・特殊補償部門(簡易な業務を除く)」「事業損失部門(簡易な業務を除く)」「補償関連部門」「総合補償部門」

5. 測量業務

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
測量一般(土地の形状や用地を測る業務)	A	県内 6ブロック※6	測量一般の認定	測量士が1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	地形測量、横断測量、縦断測量、用地測量等
	B	県内 2ブロック※7	測量一般の認定	測量士又は測量士補が合わせて3名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市)	
航空測量	全ての業務	混合	航空測量の認定	測量士が1名以上	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)	・地図作製のために航空機による空中写真撮影業務、空中写真による地図作製業務 ・業務により航空機等の所有等の条件を付す。

※6 県内6ブロック【伊都・那賀】・海草・有田・日高・西牟婁【串本・新宮】 ※7 県内2ブロック【海草・那賀・伊都・有田】・【日高・西牟婁・串本・新宮】

6. 地質調査業務

業務内容	区分	地域条件	登録等条件	所属技術者条件	実績条件(会社)	備考
地質の調査を行う業務	A	県内	予定価格※2500万円未満の業務	地質調査業の認定	—	受注実績(国等又は都道府県、政令市、県内市町村)
	B		予定価格※2500万円以上の業務	国への登録かつ地質調査業の認定	—	

※2 予定価格(税抜き)

※1 県外業者については、入札参加資格とは別に「和歌山県内の支店、営業所等」の認定が事前に必要となります。(建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)を除く。)

一定の能力

信頼性

ダンピング対策

予定価格の事前公表(予定価格※2) 3千万円以上事後公表・最低制限価格・低入札調査基準価格の設定(事後公表 変動制)